

3川健障施第14号
令和3年4月6日

市内指定通所支援事業所
市内指定障害児入所施設
市内指定障害児相談支援事業所

} 管理者様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課長

令和3年度児童福祉法に基づく障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出書の提出について（通知）

日頃から、本市障害福祉事業施策に御尽力いただき、ありがとうございます。

児童福祉法における給付費の算定にあたっては、「平成24年3月14日厚生労働省告示第122号」の規定により、加算の算定の区分や、算定するサービス費等を届け出ことになっています。

このため、提出の必要な事業所（下記参照）については、令和3年度の各加算等の算定状況を御提出くださいますようお願ひいたします。

<提出の必要がある事業所>

- (1) 児童発達支援を行うすべての事業所（共生型含む）
- (2) 医療型児童発達支援を行うすべての事業所
- (3) 放課後等デイサービスを行うすべての事業所（共生型含む）
- (4) 保育所等訪問支援を行うすべての事業所
- (5) 居宅訪問型児童発達支援を行うすべての事業所
- (6) すべての福祉型障害児入所施設
- (7) すべての医療型障害児入所施設
- (8) 障害児相談支援を行う特定事業加算等を算定する事業所

※1 体制届の提出の際には、以下の書類も必ず添付してください。

- (1) 児童発達支援管理責任者の資格要件を証明する書類
(実務経験証明書、研修修了証の写し、資格証の写し 等)
- (2) 児童指導員、保育士の資格要件を証明する書類
(実務経験証明書、資格証の写し、卒業証明書の写し 等)

※2 専門的支援加算取得に伴う児童発達支援事業所（センター以外も含む）について

新規創設された「専門的支援加算」を「保育士」又は「児童指導員」で配置することにより取得する場合は、次の資格要件となりますので、資格要件を証明する書類も併せて提出ください。

- (1) 資格要件：5年以上児童福祉事業に従事した保育士又は児童指導員
- (2) 証明する書類：保育士又は児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事していたことが分かる「実務経験証明書」

<様式掲載場所>

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→「3. 川崎市からのお知らせ」
→「8. 体制届、処遇改善加算のお届け」

※様式は県内共通です。宛名を「川崎市長」に設定する必要がありますので御注意ください。

※障害者と障害児で書式が異なりますので御注意ください。

<提出期限>

令和3年4月15日（木）必着

<提出先>

○郵送の場合

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課事業所指定担当 宛

○持参の場合

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア西館10階

※FAX、メールでの御提出は受付いたしません。

<留意事項>

〇記載方法等にかかるお問い合わせは以下に掲載されている「FAX質問票」を用いて御連絡ください。
確認次第回答いたします。なお、電話、メールでのお問合せは対応いたしませんことを御了承ください。

【掲載先】

障害福祉サービスかながわトップページ→書式ライブラリ→3. 川崎市からのお知らせ→10. 各種
様式（請求、事故報告関連）→1. 共通→2017/03/23 FAX 質問票

○本市以外に所在する事業所については、当該政令指定都市・中核市へ御提出ください（本市より転送等
をいたしません）。

○現在掲載されている令和3年度版の最新の様式を使用して、御提出ください。

○令和3年度分の福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の届出については、算定される事業
所のみ届出が必要となります。届出の締切は、令和3年4月15日（木）必着です。令和3年度分の福
祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の案内の詳細や様式、事務処理手順、周知用リーフレ
ットについては以下の箇所に掲載しています。

【掲載先】

障害福祉サービスかながわトップページ→書式ライブラリ→6. お知らせ（県内共通）→3.
福祉・介護職員処遇改善加算等に関するお知らせ